6月から安全防除推進月間

ラベル確認を徹底

再評価制度で重要性増す

農林水産省などが推進する「農薬危害防止運動」が、6月1日から8月31日まで行われている。今年は「使用前、周囲よく見て、ラベル見て」をテーマに、ラベル確認や保管管理の徹底といった基本動作の重要性を改めて訴える。近年の事故分析では、多くが「ラベルをよく見ていない」ことに起因することが明らかとなっている。また、制度面では再評価制度の本格化により登録変更や適用条件の見直しも進む中、現場では従来以上に適正使用への対応が求められている。

農林水産省などが毎年6~8月に実施する「農薬危害防止運動」は、農薬使用のピーク期に合わせて、安全かつ適正な使用の徹底を呼び掛ける取り組みだ。昭和期から続くもので、農水省、厚生労働省、環境省、都道府県、関係団体などが連携して実施している。

今年のテーマは「使用前、周囲よく見て、ラベル見て」。農水省によると、人身事故や環境被害の多くは、ラベルの未確認や保管・使用上の基本事項の不徹底といったヒューマンエラーによるものが大半を占めており、繰り返し注意喚起を行う必要があるという。

こうした中、今回の運動では制度面での変化への対応も大きなポイントとなる。2018年の農薬取締法の改正に基づき、農薬の安全性を最新の科学的知見で見直す「再評価制度」が本格化しているためだ。

この再評価制度では、既存農薬について、おおむね15年ごとに最新の科学的知見に基づいて安全性等の再評価を行い、必要に応じて登録内容（適用作物、使用方法や希釈倍数など）を見直す。審査内容については、農薬使用者への影響評価では、毒性の強さだけでなく、使用方法によって異なる暴露量も考慮した評価が導入されている。防護装備を着用するなどにより暴露量が許容量を超えない場合には登録が認められる。ミツバチへの影響評価では、個体試験に加えて、花粉や花蜜の巣への持ち帰りによる、巣内のミツバチへの影響も評価している。ミツバチ群の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合、登録が可能となる。また、環境生物への影響評価では、従来の水産動植物以外にも水草や鳥類、野生ハナバチ類も対象に追加した。

令和3年から制度の運用が始まり、それ以降に登録申請された新規成分を含む農薬や、再評価を終了した農薬では、防護装備の着用や、使用制限が行われる可能性がある。例えば、再評価の結果、使用作物の制限（例：りんご、みかん、ぶどうの適用見直し）や希釈倍数の変更（1000~2000倍から2000倍への変更）など、適用表の見直しが行われる場合がある。また、使用者への暴露リスクが高い場合には手散布に限定され、機械散布が認められないといった変更も想定される。

さらに、ミツバチへの影響評価を踏まえ、開花期の使用を避けるといった条件がラベルに追記される可能性もある。

26年6月5日現在、再評価が終了した農薬は4剤ある。このうち、マスクなどの防護装備の着用が求められている農薬も出ている。これらの農薬については、新たにラベルに表示される形となるため、使用者にとってはラベル確認の重要性が一段と高まっている。なお、使用制限が変更される場合は、周知が行われる（現時点で終了している4剤には使用制限が行われていない）。このようなことからラベルをよく見て、従来同様に使用できるのかを確認する必要がある。

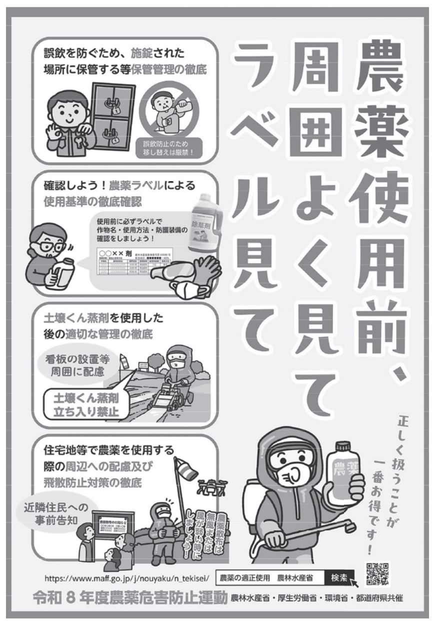

農薬使用前、周囲よく見てラベル見て
誤飲を防ぐため、施錠された場所に保管する等保管管理の徹底
誤飲防止のため移し替えは厳禁！
確認しよう！農薬ラベルによる使用基準の徹底確認
使用前に必ずラベルで作物名・使用方法・防護装備の確認をしましょう！
土壌くん蒸剤を使用した後の適切な管理の徹底
看板の設置等周囲に配慮
土壌くん蒸剤立ち入り禁止
住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策の徹底
近隣住民への事前告知
正しく扱うことが一番お得です！
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/
農薬の適正使用 農林水産省 検索
令和8年度農薬危害防止運動 農林水産省・厚生労働省・環境省・都道府県共催

農薬危害防止運動のポスター

回転椅子

毎年発生する誤飲・誤食

毎年のように、保管管理の不良による誤飲・誤食事故が起きている。人に対する農薬事故のなかでは、原因別で最も多い。

発生件数の推移をみると、令和2年度は8件、3年度は6件、4年度は4件、5年度は9件、6年度は5件と推移しながら、依然としてなくならない。なぜか。背景の一つとして指摘されるのが、残った農薬のペットボトルなどへの移し替えだ。保管場所の整理など、現場の事情もあるのだろうと推察される。

しかしひとたび別容器に移せば、従業員や家族などの第三者が誤って口にする危険が高まるので絶対に行わない。

また、熱中症か農薬なのか、主要原因が判別できない事例もあるという。

今年も猛暑の日々が予想される。命は一つしかない。農機、農薬の安全作業に努めて、秋の収穫を祈りたい。

運動要綱 留意点

土壌くん蒸剤は直ちに被覆

誤飲防止のため、適切な保管を

防護メガネ、マスク、手袋、長靴

農薬危害防止運動実施要綱では、運動の具体的な指導項目などが掲載されている。

今年度は、土壌くん蒸剤についての注意喚起も強化された。農水省によると、主なポイントとして、土壌くん蒸剤クロルピクリンについては事故が続いていることから、使用後は施設内であっても速やかに被覆し、臭気が残る間は立ち入らないことが明記された。

また、ストックホルム条約で対象物質に追加されたクロルピリホスは国内でも使用禁止農薬として位置付けられることになる。既に登録は失効しているが、農家に残存している場合があるため、メーカーによる自主回収が進められており、JAや販売店への持ち込みが求められている。

このほか、試験研究目的で登録を受けていない農薬を使用した場合、作物は販売せず適切に廃棄することが原則である点も改めて周知された。

農水省では「防護装備の着用やラベル確認など、基本を守れば防げる事故が多い」と指摘する。再評価制度の進展により安全対策はより具体化しているが、その前提となるのは適正使用の徹底だ。

なお、昨今は、水をほとんど張らない「節水型乾田直播」などの新たな栽培方法に取り組む生産者も増えている。除草剤の対応が課題となるが、農水省では「「直播水稲」の記載がある農薬は、水田における湛水状態という慣行栽培で行われた試験結果を元に残留濃度等を確認したうえで登録している。節水型乾田直播は、登録時に確認した慣行栽培の試験条件とは異なるため、農薬の残留濃度が異なる可能性がある。このため、節水型乾田直播において「直播水稲」と記載のある農薬を使用する場合には、残留濃度を確認する必要がある。この確認は県で交付金などを活用して対応することもできる」と述べる。

農薬の使用条件が変化しつつある中、現場では改めて「ラベルを見る」そして理解することの重要性が問われている。

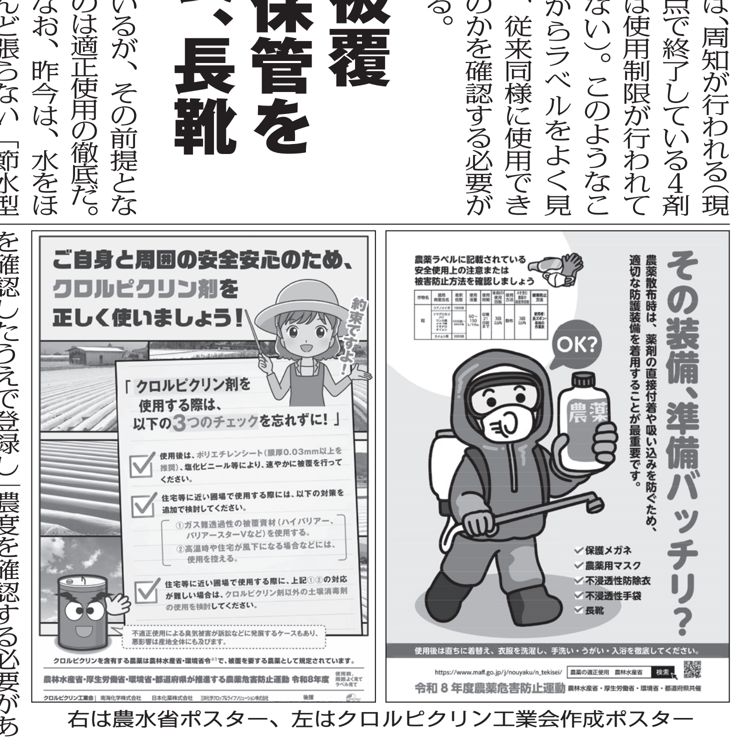

ご自身と周囲の安全安心のため、クロルピクリン剤を正しく使いましょう！
約束ですよ！
「クロルピクリン剤を使用する際は、以下の3つのチェックを忘れずに！」
使用後は、ポリエチレンシート（膜厚0.03mm以上を推奨）、塩化ビニール等により、速やかに被覆を行ってください。
住宅等に近い圃場で使用する際には、以下の対策を追加で検討してください。
①ガス難透過性の被覆資材（ハイバリアー、バリアースターVなど）を使用する。
②高温時や住宅が風下になる場合などには、使用を控える。
住宅等に近い圃場で使用する際に、上記①②の対応が難しい場合は、クロルピクリン剤以外の土壌消毒剤の使用を検討してください。
不適正使用による臭気被害が訴訟などに発展するケースもあり、悪影響は産地全体にも及びます。
クロルピクリンを含有する農薬は農林水産省・環境省令で、被覆を要する農薬として規定されています。
農林水産省・厚生労働省・環境省・都道府県が推進する農薬危害防止運動 令和8年度
クロルピクリン工業会
その装備、準備バッチリ？
農薬散布時は、薬剤の直接付着や吸い込みを防ぐため、適切な防護装備を着用することが最重要です。
農薬ラベルに記載されている安全使用上の注意または被害防止方法を確認しましょう
OK?
保護メガネ
農業用マスク
不浸透性防除衣
不浸透性手袋
長靴
使用後は直ちに着替え、衣服を洗濯し、手洗い・うがい・入浴を徹底してください。
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/
令和8年度農薬危害防止運動 農林水産省・厚生労働省・環境省・都道府県共催

右は農水省ポスター、左はクロルピクリン工業会作成ポスター

農薬危害防止！一歩先の対策を

クロップライフジャパン啓発

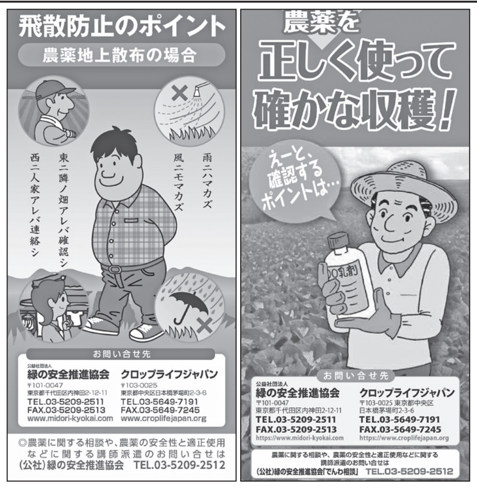

飛散防止のポイント
農薬地上散布の場合
雨ニハマカズ
風ニモマカズ
東ニ隣ノ畑アレバ確認シ
西ニ人家アレバ連絡シ
農薬を正しく使って確かな収穫！
えーと、確認するポイントは…
お問い合せ先
公益社団法人 緑の安全推進協会
クロップライフジャパン
TEL.03-5209-2511
TEL.03-5649-7191

クロップライフジャパンが作成しているリーフレット

農薬の適正使用と飛散防止の徹底が、安定した農業生産と地域の信頼確保の両面から重要性を増している。農薬メーカーなどで組織しているクロップライフジャパン（旧農薬工業会）が作成しているリーフレットでは、農薬使用時に留意すべき基本事項が体系的に示されており、その中心にあるのが「使用基準の厳守」である。

最初に強調されているのは、農薬は登録されたものを使用し、ラベルの記載内容を必ず確認することである。農林水産省の登録番号があること、適用のある作物名と適用病害虫が一致していることを確認し、さらに希釈倍数や使用量、使用時期、使用回数などを正確に守る必要がある。これらの基準は農薬取締法に基づき義務付けられており、登録のない農薬の使用や基準違反には罰則が科されるとされている（農薬取締法第24条、同第47条）。

ラベルの読み方など

リーフレットで解説 近隣との情報交換も

ラベルで作物名を確認する際は、個別の作物名でなくても、似ているいくつかの作物をまとめた「作物郡登録」で登録の作物名があれば、使用できる。ラベル確認の中でも特に注意すべき点として、作物名の取り違えが挙げられる。名称が似ていても農薬登録では別の作物として扱われる例があり、例えばトマトとミニトマト、ピーマンととうがらし類、レタスとリーフレタスなどは、それぞれ使用方法や使用回数が異なる場合がある。収穫物の大きさや形態、収穫部位などにより農薬残留量が異なり区分されているため、慣習的な呼び方で「だろう」と判断するのではなく、ラベル表示を基準に判断することが重要とされている。

なお、不安に思うときは製品記載の問合せ先などに問合せするよう求めている。

また、農薬の使用時には、必要な薬量を正確に計量し、適切に希釈して散布液を調製することも求められる。薬量不足は防除効果の低下につながり、過剰使用は薬害や残留リスクを高めるため、圃場面積や作物の生育状況に応じた適量の調整が不可欠である。

さらに、農薬使用に伴う重要な注意点として、飛散防止への配慮が挙げられている。農薬は散布方法や風の影響によって薬剤が周囲に飛散する可能性があり、近隣の農作物への影響や住宅地への飛散、住宅地では人体やペットへの影響などが懸念される。このため、ラベルに基づく使用基準の遵守に加え、飛散を抑えるための具体的な行動が求められている。

例えば、風が強い場合には散布を中止または延期し、風の弱い時間帯を選んで作業を行うことが基本とされる。また、散布前の準備としては、周辺環境の確認と事前の情報共有も重要な要素とされている。近隣農家と農薬散布の予定や使用薬剤について情報交換を行うほか、公園や樹木に散布する場合は、周辺住民へ回覧板などで事前通知を実施するなどの対応が求められる。こうした取り組みは、農薬使用に対する理解促進にもつながるとされている。

加えて、飛散しにくい剤型（水稲では育苗箱施用剤の粒剤、フロアブル剤、畑作では野菜セル苗灌注処理や定植穴散布）やドリフト低減ノズルの利用（飛散量を数分の1に低減）、飛散防止カバーなど、技術的な工夫も重要である。その他の対策として、緩衝帯の設置や飛散防止ネットも挙げている。

また、使用者の安全を守るための保護具も重要だ。ラベルに「不浸透性」と記載がある場合は、農薬が浸透、透過しない素材で作られた特別な手袋や防護衣を着用する。マスクは国家検定に合格したものを正しく付けることが大切だ。

また、散布機やタンクの洗浄を適切に行い、洗浄水が河川などに流入しないよう配慮するほか、空容器や空袋は圃場に放置せず、地域のルールに従って処理する必要がある。また、使用した農薬の種類や散布方法、気象条件などを記録することが、次回以降の改善や管理精度の向上につながるとされている。

これらの対策についてはクロップライフジャパンのリーフレットで詳しく説明されている。ホームページに掲載されているほか、注文も受付ける。

防除機の確実な操作を

日本農業機械工業会 防除機部会から

農薬散布の安全と基本徹底

農薬危害防止運動の実施にあたり、農薬の安全かつ適正な使用の重要性が一層高まっています。

農薬による防除においては、「適期、適量、均等、安全、固着」が重要な要素となります。これらを確実に実現するためには、適期防除を可能とする防除機の適正な点検・整備と、確実な操作の徹底が重要であり、効率的で安定した作業の基盤となります。加えて、防除作業においては周辺への安全配慮が強く求められます。

農薬の飛散防止の観点からも、防除機の適正な使用は不可欠であり、飛散低減ノズルの活用に加え、風向・風速の確認、適切な散布条件の選定等により、周辺住民や隣接圃場への影響を最小限に抑える必要があります。

また、例年、防除作業中の重大事故が発生していることを踏まえ、安全確保の徹底が重要です。安全装置の機能確認や適切な保護具の着用は、作業者自身の安全確保に不可欠であり、農業機械による巻き込まれや転倒等の事故リスクにも十分留意する必要があります。圃場内外の安全確認を徹底するとともに、作業手順の遵守と無理のない姿勢による操作を心がけ、余裕を持った作業の実施が求められます。

さらに、近年は高温環境下での作業機会が増加しており、熱中症対策も重要な安全管理の一環となっています。

こまめな水分補給や休憩の確保、作業時間帯の工夫など、作業者の体調管理を含めた総合的な安全配慮が必要です。

日本農業機械工業会防除機部会では、これら基本動作の遵守を通じ、事故防止と作業精度の向上を図るとともに、安全意識の向上に向けた啓発活動を引き続き推進してまいります。

関係者の皆様におかれましても、基本の徹底と安全意識の向上に一層取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

使用前、周囲よく見て ラベル見て

テーマ
農薬危害防止運動
6月1日～8月31日

全国農薬協同組合
理事長 栗原秀樹
〒101-0042
東京都千代田区神田東松下町23番1号 Yunuoビル3階
TEL 03（3254）4171

公益財団法人
日本植物調節剤研究協会
代表理事・理事長 住田弘一
〒110-0016
東京都台東区台東一丁目26番6号
TEL 03（3832）4188

公益社団法人
緑の安全推進協会
会長 根岸寛光
〒101-0047
東京都千代田区内神田二丁目12番11号
TEL 03（5209）2511

クロップライフジャパン
会長 岩田浩幸
〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町二丁目3番6号 茅場町偕成ビル4階
TEL 03（5649）7191

アグロ カネショウ株式会社
代表取締役社長 山本修
〒100-0005
東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館25階
TEL 03（5224）8000

石原バイオサイエンス株式会社
代表取締役社長 世古大
〒102-0071
東京都千代田区富士見二丁目10番2号
TEL 03（6256）9130

NICHINO
日本農薬株式会社
代表取締役社長 岩田浩幸
〒104-8386
東京都中央区京橋一丁目19番8号 京橋OMビル
カスタマーサービス
TEL 0570（09）1177

クミアイ化学工業株式会社
代表取締役社長 横山優
〒110-8782
東京都台東区池之端一丁目4番26号
TEL 03（3822）5036

協友アグリ株式会社
代表取締役社長 山田正和
〒103-0016
東京都中央区日本橋小網町6番1号 山万ビル11階
TEL 03（5645）0700

日本曹達株式会社
農業化学品事業部 事業部長 大庭一夫
〒100-7010
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
お問合せ専用
TEL 03（4212）9655

日本化薬株式会社
ライフサイエンス事業領域 アグロ事業部長 岩井亨
〒100-0005
東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル
TEL 03（6731）5321

三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社
代表取締役 社長執行役員 CEO兼CSO／CFO 垣元剛
〒103-0027
東京都中央区日本橋一丁目19番1号 日本橋ダイヤビルディング
TEL 03（5290）2700

syngenta
シンジェンタジャパン株式会社
代表取締役社長 小林久哉
〒104-6021
東京都中央区晴海一丁目8番10号 オフィスタワーX 21階
TEL 03（6221）1001

MARUYAMA
株式会社丸山製作所
代表取締役社長 内山剛治
〒101-0047
東京都千代田区内神田三丁目4番15号
TEL 03（3252）2271㈹

私たちは、
農薬の安全使用と事故防止に
取り組んでいます。